

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3234号及び第3235号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定及び不開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「特定地番物件の都市計画届出書特定番号に関わり再提出された届出書」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3234号】
- (2) 「都市計画届出書特定番号の変更届」の不開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3235号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3234	令和5年3月20日	令和5年4月5日	令和5年6月19日	令和5年7月19日	個人	市長
3235	令和5年7月31日	令和5年8月17日	令和5年9月5日	令和5年10月2日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3234	「特定地番物件の都市計画届出書特定番号に関わり再提出された届出書」（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当</p> <p>（当該文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、旧条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。）</p>	原処分妥当

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3235	「都市計画届出書特定番号の変更届」(以下「本件審査請求文書」という。)	不開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第9条に該当 (当該文書の存否を答えること自体が個人情報情報を公にすることとなり、条例第7条第2項第1号により不開示とすべき情報を開示することとなり、存否を答えることができない文書であるため。)	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3234	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《地区計画の区域内における行為の届出に係る事務について》</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第58条の2第1項では、「地区計画の区域・・・内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。」と規定しており、同条第2項では、「前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに・・・その旨を市町村長に届け出なければならない。」と規定している。</p> <p>都市整備局地域まちづくり課では、法第58条の2第1項に基づき提出された地区計画の区域内における行為の届出書(以下「届出書」という。)及び同条第2項に基づき提出された地区計画の区域内における行為の変更届出書(以下「変更届出書」という。)の審査事務を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>特定地番の土地に係る届出書特定番号の変更届出書である。</p> <p>《本件処分について》</p> <p>本件処分について実施機関に確認したところ、答申の「3 実施機関の非開示理由説明要旨」の主張のほか次のとおり説明があった。</p> <p>ア 届出書及び変更届出書の届出の有無やその記載内容については、公表する制度や慣行はなく公表されていないが、閲覧可能な建築計画概要書に当該届出に係る記載がある場合には届出をしていることは明らかであるので、非開示部分を判断し一部開示決定をしている。</p> <p>イ 届出書特定番号については建築計画概要書に届出に係る記載があったが、本件の変更届出に係る記載はない。</p> <p>ウ 特定の個人の住宅の土地を指定した変更届出書の届出の有無はそれ自体が旧条例第7条第2項第2号の特定の個人を識別することができる情報に該当し、建築計画概要書にその記載がない場合は公にすることが予定されている情報とはいえないため、非開示とした。</p> <p>《存否応答拒否について》</p>

答申 番号	判断の要旨
3234	<p>存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報に係る行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が答申の「3 実施機関の非開示理由説明要旨」で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解されており、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア ①の要件の該当性について</p> <p>本件開示請求は、特定の個人の住宅の土地を指定してその届出書に係る変更届出書を開示請求しているため、当該文書の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、当該個人の変更届出書の届出の有無という事実が公になる。</p> <p>したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>イ ②の要件の該当性について</p> <p>次に、上記アで公になる事実に、非開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。</p> <p>変更届出書の届出の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>ウ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否要件を備えている。</p> <p>審査請求人は、届出書特定番号は一部開示決定がなされているのにその変更届出書が存否応答拒否となっていることを疑問視し、変更届出書の提出があれば開示するところを存否を明らかにしないのは提出がないことを明示していると主張するが、閲覧可能な建築計画概要書に届出に係る記載がある場合に限り一部開示決定をしているという上記《本件処分について》の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人は、未提出者と仮定して当該個人の権利利益の保護と一般住民の知る権利を守ることの比較についての実施機関の判断が不適切だと主張するが、変更届出書の届出の有無は法令等で公にすることが求められているものではなく、開示によって得られる変更届出書の届出の有無を審査請求人が知ることができるという利益が、非開示によって保護される個人の自己の個人情報を開示されないという利益を上回るとまではいえない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3235	<p>《地区計画の区域内における行為の届出に係る事務について》</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条の2第1項では、「地区計画の区域・・・内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。」と規定しており、同条第2項では、「前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の30日前までに・・・その旨を市町村長に届け出なければならない。」と規定している。</p> <p>都市整備局地域まちづくり課では、法第58条の2第1項に基づき提出された地区計画の区域内における行為の届出書（以下「届出書」という。）及び同条第2項に基づき提出された地区計画の区域内における行為の変更届出書（以下「変更届出書」という。）の審査事務を行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>特定地番の土地に係る届出書特定番号の変更届出書である。</p> <p>《本件処分について》</p> <p>本件処分について実施機関に確認したところ、答申の「3 実施機関の不開示理由説明要</p>

答申 番号	判断の要旨
3235	<p>旨」の主張のほか次のとおり説明があった。</p> <p>ア 届出書及び変更届出書の届出の有無やその記載内容については、公表する制度や慣行はなく公表されていないが、閲覧可能な建築計画概要書に当該届出に係る記載がある場合には届出をしていることは明らかであるので、不開示部分を判断し一部開示決定をしている。</p> <p>イ 届出書特定番号については建築計画概要書に届出に係る記載があったが、本件の変更届出に係る記載はない。</p> <p>ウ 特定の個人の住宅の土地を指定した変更届出書の届出の有無はそれ自体が条例第7条第2項第1号の特定の個人を識別することができる情報に該当し、建築計画概要書にその記載がない場合は公にすることが予定されている情報とはいえないため、不開示とした。</p> <p>《存否応答拒否について》</p> <p>存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報に係る行政文書の存在又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても存在しなくても適用すべきものである。</p> <p>そのため、存否応答拒否を行うためには、実施機関が答申の「3 実施機関の不開示理由説明要旨」で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解されており、本件処分が存否応答拒否の要件を備えているかについて、以下検討する。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア ①の要件の該当性について</p> <p>本件開示請求は、特定の個人の住宅の土地を指定してその届出書に係る変更届出書を開示請求しているため、当該文書の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、当該個人の変更届出書の届出の有無という事実が公になる。</p> <p>したがって、上記①の要件に該当する。</p> <p>イ ②の要件の該当性について</p> <p>次に、上記アで公になる事実、不開示事由に該当する事実が含まれているか検討する。</p> <p>変更届出書の届出の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しない。</p> <p>ウ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否要件を備えている。</p> <p>審査請求人は、届出書特定番号は一部開示決定がなされているのにその変更届出書が存否応答拒否となっていることを疑問視し、変更届出書の提出があれば開示するところを存否を明らかにしないのは提出がないことを明示していると主張するが、閲覧可能な建築計画概要書に届出に係る記載がある場合に限り一部開示決定をしているという上記《本件処分について》の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人は、未提出者と仮定して当該個人の権利利益の保護と一般住民の知る権利を守ることの比較についての実施機関の判断が不適切だと主張するが、変更届出書の届出の有無は法令等で公にすることが求められているものではなく、開示によって得られる変更届出書の届出の有無を審査請求人が知ることができるという利益が、不開示によって保護される個人の自己の個人情報を開示されないという利益を上回るとまではいえない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第2号から第5号まで省略）

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881